

第1章 総説

1 生駒市の概要

(1) 生駒市の位置

生駒市は、奈良県の北西端に位置しており、市域は東西8.0km、南北15.0kmと南北に細長い形状となっている。面積は53.18km²と奈良県の総面積の1.4%を占めている。

市域は、西に生駒山(標高642m)を中心とした生駒山地、東に矢田・西の京丘陵が南北に併走し、北に富雄川、南に竜田川が南流し、それぞれ富雄谷、生駒谷を形成している。市境は、北に枚方市、東に京田辺市・精華町・奈良市・大和郡山市、南に斑鳩町・平群町、西に交野市・四條畷市・大東市・東大阪市に接している。また、大阪市中心部から約20km、奈良市中心部から約13kmと近接した距離に位置している。

図表 1 生駒市の地勢

面積	広 ぼ う			海 抜	
	周囲	東西	南北	最高	最低
53.18km ²	60km	8.0km	15.0km	642m	77m

図表 2 市役所の位置

所在地	東経	北緯	海拔
生駒市東新町8-38	135度42分	34度41分	136.44m

図表 3 市域の変遷

	年 月 日	総面積 (km ²)
生駒郡北生駒村	明治30年4月1日	13.91
生駒町制施行	大正10年2月11日	13.91
南生駒村編入合併	昭和30年3月10日	27.15
北倭村編入合併	昭和32年3月31日	52.58
生駒市制施行	昭和46年11月1日	52.58
国土地理院改訂値	平成元年11月10日	53.18

(2) 土地利用

生駒市は、市域全体が都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域は総面積の約4割を占めている。用途地域区分では住居系用途が最も高い割合となっており、特に第一種低層住居専用地域の割合が高く、全体の半分以上を占めている。一方、商業系用途（近隣商業地域、商業地域）及び工業系用途（準工業地域）の占める割合は低く、本市が住宅都市としてのイメージが高い要因となっている。

図表 4 都市計画用途地域（平成24年12月6日現在）

平成24年12月6日現在

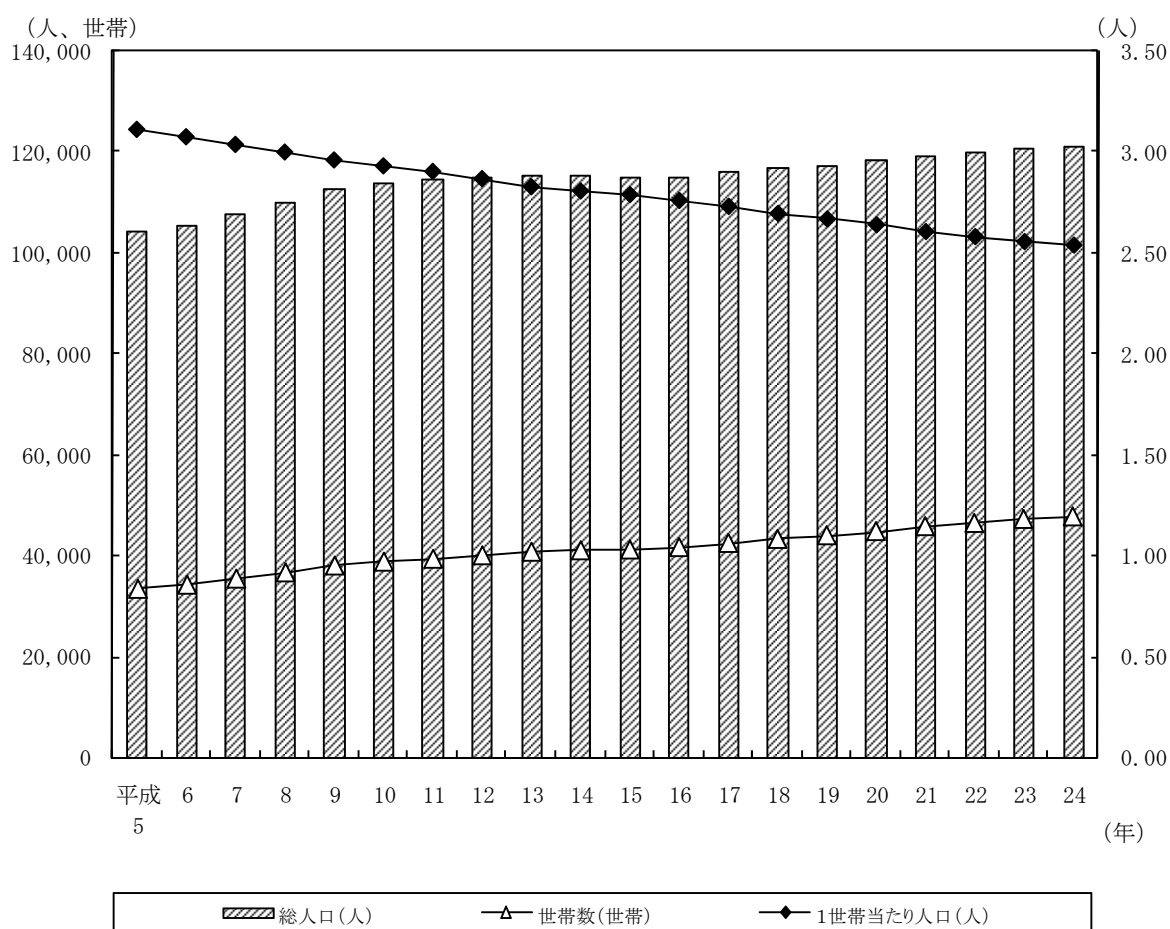
区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
都 市 計 画 区 域		5,318.0	100.0
市 街 化 区 域		2,140.3	40.2
市 街 化 調 整 区 域		3,177.7	59.8
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	1,239.6	57.9
	第二種低層住居専用地域	5.7	0.3
	第一種中高層住居専用地域	112.9	5.3
	第二種中高層住居専用地域	5.3	0.2
	第一種住居地域	459.7	21.5
	第二種住居地域	12.6	0.6
	準住居地域	15.9	0.7
	近隣商業地域	89.5	4.2
	商業地域	39.5	1.8
	準工業地域	159.6	7.5
合 計		2,140.3	100.0

(3) 人口

生駒市の総人口は、平成3年から一貫して増加を続けていたが、平成14年に初めて減少傾向に転じてからは、平成16年まではほぼ横ばいで推移し、平成17年からこれまで微増を続けており、平成24年10月1日現在で121,105人となっている。また、世帯数は一貫して増加を続け、同じく平成24年10月1日現在で47,766世帯である。人口規模は奈良市、橿原市に次ぎ、奈良県下で第3位となっている。

なお、1世帯当たりの人口については、一貫して減少を続けており、平成24年10月1日現在で2.54人となっている。

図表 5 生駒市の総人口及び世帯数（各年10月1日現在）



(注)世帯数及び人口は、住民基本台帳による

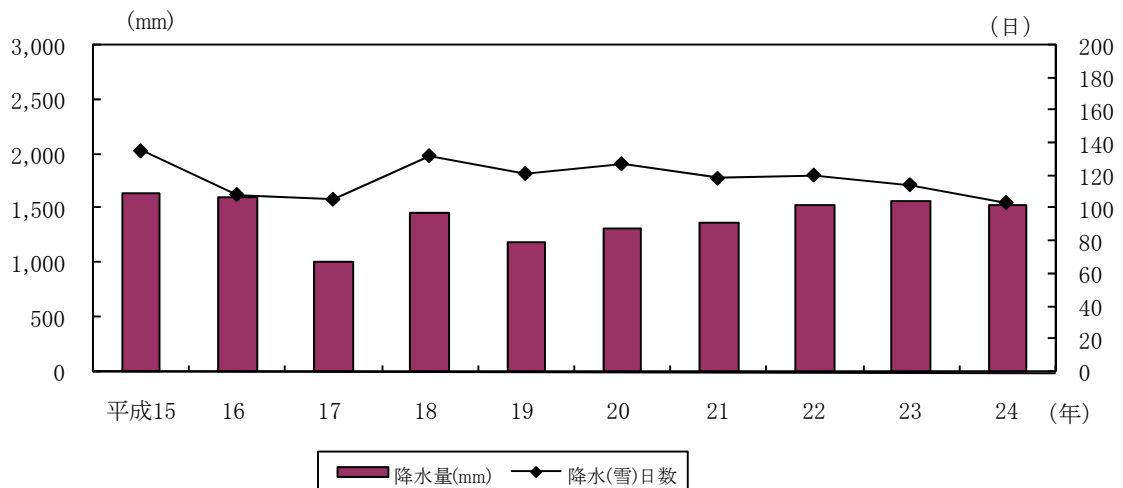
(4) 気象

生駒市は、年平均気温が15℃程度で比較的温暖な気候であるが、夏は暑く、冬は寒く最低気温と最高気温の格差が大きい典型的な盆地気候である。降水量は、年によって格差があり、概ね1,000～1,500mm程度で推移している。

図表 6 生駒市の気象

		平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
気温 (℃)	平均	15.0	15.9	15.4	15.4	15.9	15.5	15.7	16.0	15.6	15.3
	最高	35.0	36.1	36.7	36.8	37.8	36.5	35.7	37.0	36.8	36.8
	最低	-4.6	-4.2	-3.3	-4.1	-2.7	-2.9	-2.4	-3.4	-3.4	-4.9
降水量(mm)		1,634	1,604	1,006	1,456	1,192	1,307	1,374	1,522	1,570	1,522
日照日数		164	201	180	180	211	201	201	215	235	228
降水(雪)日数		136	109	106	133	122	128	119	121	115	104

図表 7 降水量及び降水(雪)日数の推移



(5) エネルギー等使用

① 電力

生駒市の電力消費量は、家庭用電灯が全体の67%を占め、続いて業務用が22%、産業用が9%となっている。平成24年度の生駒市全体の電力消費量は41,312千kWhとなり、過去3年間で微減している。

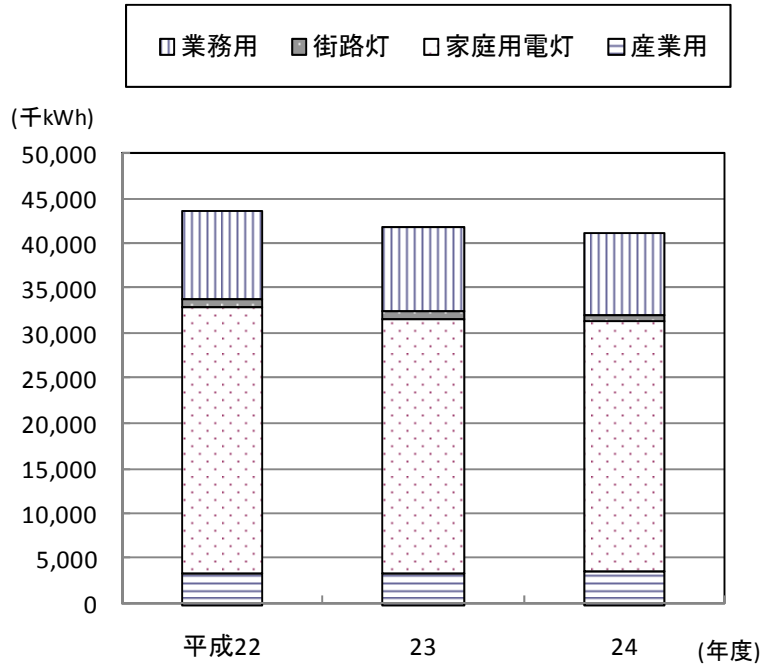
図表 8 生駒市の電力消費量

(千kWh)

	平成22		23		24	
	契約口数	消費量	契約口数	消費量	契約口数	消費量
家庭用電灯	52,777	29,644	53,332	28,286	53,479	27,728
街路灯	12,461	759	12,492	755	12,573	745
業務用	139	9,790	138	9,484	134	9,177
産業用	8	3,391	9	3,411	10	3,662
合計	65,385	43,583	65,971	41,935	66,196	41,312

※契約口数については、各年度3月末現在の数値である。

資料：関西電力㈱



② 都市ガス

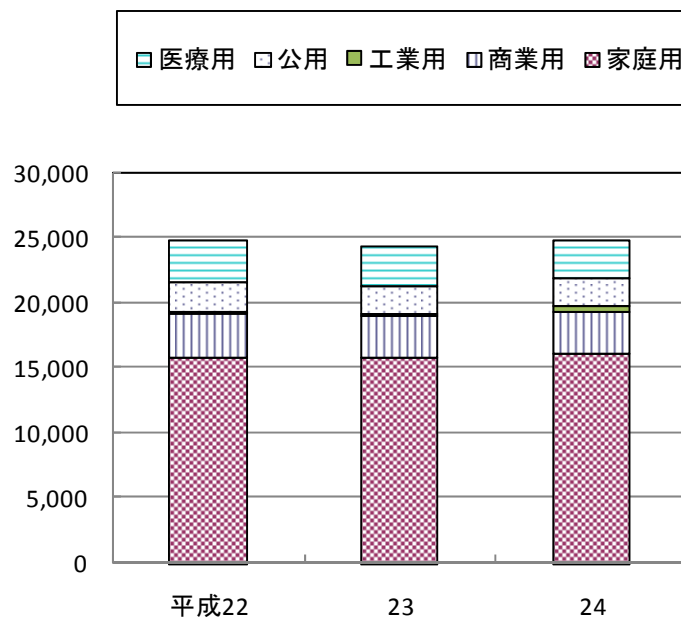
生駒市の都市ガス需要量は、家庭用が全体の64%を占め、続いて商業用が13%、医療用が12%、公用が9%、工業用が2%となっている。平成24年度の生駒市全体の需要量は24,888千m³となり、昨年度から微増した。

図表 9 生駒市の都市ガス需要量

(千m³)

	平成22		23		24	
	需要戸数	需要量	需要戸数	需要量	需要戸数	需要量
家庭用	33,002	15,789	33,296	15,771	33,788	16,040
工業用	7	4	9	70	12	470
公用	165	2,404	160	2,193	160	2,185
医療用	81	3,114	84	3,017	85	2,931
商業用	670	3,502	671	3,286	670	3,261
合計	33,925	24,814	34,220	24,337	34,715	24,888

※需要戸数=取り付けメーター数
資料：大阪ガス㈱

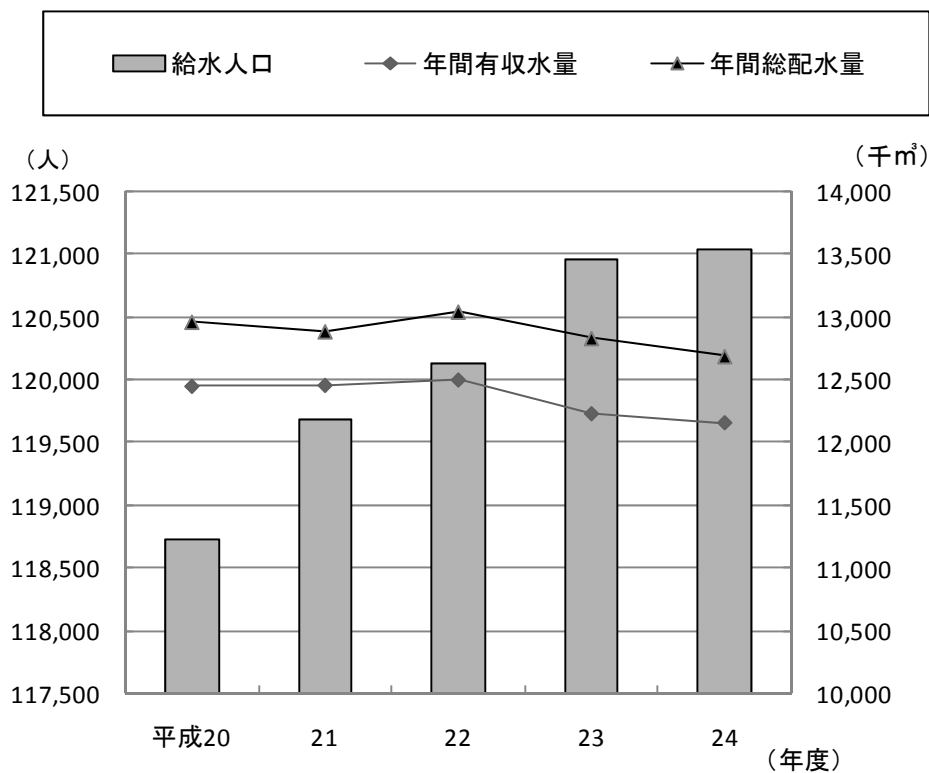


③ 水道

生駒市では、水道の給水人口が年々増加しているが、平成 20 年度から 22 年度にかけて横ばいに推移していた年間総配水量及び年間有収水量は、平成 23 年度以降は減少傾向にある。

図表 10 生駒市の水道需要量

	平成20	21	22	23	24
給水人口(人)	118,722	119,690	120,134	120,959	121,031
年間総配水量(千 m^3)	12,962	12,887	13,042	12,833	12,691
年間有収水量(千 m^3)	12,454	12,462	12,505	12,235	12,162

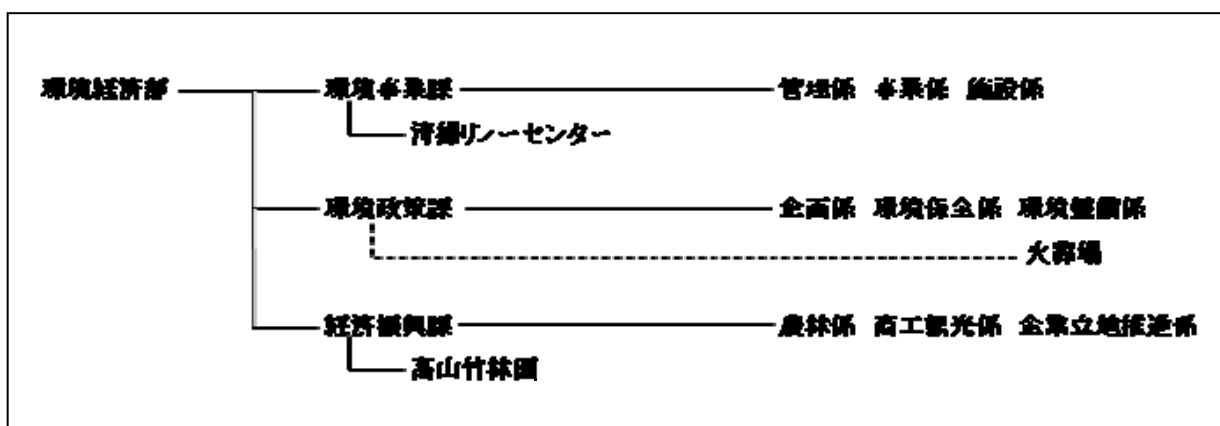


2 環境行政の概要

(1) 環境行政の体制

平成23年度までは環境事業課、環境政策課、生活安全課から構成される生活環境部を中心として環境行政を所管していたが、持続可能な社会を構築するためには、環境行政と地域経済の振興は一体で推進していくことが不可欠であることから、経済振興課を編入し、環境事業課、環境政策課、経済振興課から構成される環境経済部を編成した。環境経済部の組織体制及び部内各課の分掌事務は、以下のとおりである。

図表 11 環境経済部の組織体制・分掌事務（平成24年4月1日現在）



環境事業課

管理係

- (1) 一般廃棄物事業の総合計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設の整備計画の企画及び策定に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (4) ごみ減量化対策協議会等に関すること。
- (5) ごみ減量化及び資源リサイクル普及促進に関すること。
- (6) 清掃リレーセンターの調整に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

事業係

- (1) 一般廃棄物処理の委託に関すること(清掃リレーセンターに係るものを除く。)
- (2) 一般廃棄物の収集、運搬体制等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理の委託業者の指導監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (5) 一般廃棄物の処理手数料に関すること(清掃リレーセンターに係るものを除く。)
- (6) 一般廃棄物事業の資料収集及び調査研究に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理事業の協力団体の育成指導に関すること。
- (8) 資源回収の実施団体の育成指導に関すること。
- (9) 清掃思想の普及向上に関すること。
- (10) し尿くみ取り申請の受付に関すること。

施設係

- (1) 清掃センター及びエコパーク21に関すること。
- (2) ごみの処理に関すること(清掃リレーセンターに係るものを除く。)
- (3) エコパーク21に係る水質及び悪臭の検査に関すること。

清掃リレーセンター

- (1) 所管に係るごみの処理に関すること。
- (2) ごみの処理手数料に関すること(環境事業課事業係に係るものを除く。)
- (3) 清掃リレーセンターの管理及び運営に関すること。

環境政策課

企画係

- (1) 環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムの運用管理に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステム推進会議に関すること。
- (4) 地球環境の保全及び自然エネルギーに係る企画調整及び統計に関すること。
- (5) 地球温暖化防止及び自然エネルギー活用の普及啓発に関すること。
- (6) 環境教育の推進及び環境活動の支援に関すること。
- (7) 環境審議会に関すること。
- (8) 部及び課の庶務に関すること。

環境保全係

- (1) 自然環境の保全に係る企画調整に関すること。
- (2) 公害防止対策の調査研究及び指導並びに普及啓発に関すること。
- (3) 公害の調査及び測定並びに各部門との連絡調整に関すること。
- (4) 代替エネルギーの普及及び促進に関すること。
- (5) 竜田川流域生活排水対策連絡協議会に関すること。
- (6) 環境保全に関する協定書の締結に関すること。
- (7) 学研高山地区環境保全対策委員会に関すること。

環境整備係

- (1) 環境美化の推進に関すること。
- (2) 屋外広告物の簡易除去に関すること。
- (3) 墓地等の経営の許可等及び火葬場に関すること。
- (4) 埋火葬の許可に関すること(市民課の届出に係るものを除く。)
- (5) 防犯灯及び街路灯に関すること。
- (6) 愛がん動物の適正管理に関すること。
- (7) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)による犬の登録等に関すること。
- (8) 犬、猫等の死体処理及び手数料に関すること。
- (9) そ族、昆虫等の駆除の指導に関すること。

経済振興課

農林係

- (1) 農林経営の企画研究及び技術指導に関すること。
- (2) 主要農産物の供出及び需要計画に関すること。
- (3) 農業制度資金の融資に関すること。
- (4) 農林水産関係諸団体その他農業、林業、水産業及び狩猟に関すること。
- (5) 畜産及び水産の奨励及び指導に関すること。

- (6) 病虫害及び有害鳥獣の駆除に関する事。
- (7) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)による鳥獣の捕獲等の許可、飼養の登録及び販売の許可に関する事。
- (8) 森林の保全及び緑化推進に関する事。
- (9) 市の木及び市の花に関する事(他課の所管に係るものを除く。)
- (10) 市民農園に関する事。
- (11) 土地改良工事の企画、調査及び測量並びに施行及び監督に関する事。
- (12) 農道舗装及び改良工事の企画、調査及び測量並びに施行及び監督に関する事。
- (13) 農業用施設の災害復旧工事に関する事。
- (14) 農業用施設の維持管理に関する事。
- (15) 課の庶務に関する事。

商工観光係

- (1) 商工業の振興に関する事。
- (2) 伝統産業工芸品の保護及び振興に関する事。
- (3) 中小企業の金融対策に関する事。
- (4) 商工観光関係団体に関する事。
- (5) 観光の振興に関する事。
- (6) 商工業の雇用対策に関する事。
- (7) 計量事務に関する事。
- (8) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に関する事(他課の所管に係るものを除く。)

企業立地推進係

- (1) 企業等の誘致に関する事。
- (2) 企業等の立地に関する事。
- (3) 企業立地等の促進に係る関係機関との連絡調整に関する事。

高山竹林園

- (1) 高山竹林園事業の企画及び運営に関する事。
- (2) 高山竹林園の管理及び運営に関する事。

(2) 環境行政の沿革

年 月	生駒市の動き	国・県の動き
昭和42年 8月		公害対策基本法公布
昭和43年 6月		大気汚染防止法、騒音規制法公布
昭和45年12月		廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法公布
昭和46年 6月		悪臭防止法公布
昭和46年 7月		奈良県公害防止条例施行
昭和46年11月	生駒市制施行	
昭和47年 6月	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例公布	自然環境保全法公布
昭和48年 6月		「奈良県光化学スモッグ緊急対策要領」実施
昭和48年10月		瀬戸内海環境保全特別措置法公布
昭和51年 6月		振動規制法公布
昭和49年 4月	生駒市火葬場条例施行	
昭和63年 4月	生駒市環境保全条例施行	
平成 3年 4月	生駒市清掃施設条例施行（清掃センター、清掃リレーセンターの設置）	再生資源の利用の促進に関する法律公布
平成 4年 3月	たつたがわ万葉クリーン計画を策定	
平成 5年 8月	生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針を策定	
平成 5年11月		環境基本法公布
平成 6年 1月	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行（全部改正）	
平成 6年12月		国の環境基本計画策定
平成 7年 3月	生駒市一般廃棄物処理基本計画策定	
平成 7年 6月		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律公布
平成 8年 3月	生活排水処理基本計画策定	奈良県環境総合計画策定
平成 9年 4月		奈良県環境基本条例施行 奈良県生活環境保全条例施行
平成 9年 6月		環境影響評価法公布
平成10年 6月		特定家庭用機器再商品化法公布
平成10年10月		地球温暖化対策の推進に関する法律公布
平成11年 3月	生駒市環境保全条例を廃止し生駒市環境基本条例施行、生駒市環境基本計画策定	
平成11年12月		奈良県環境影響評価条例施行
平成12年 1月		ダイオキシン類対策特別措置法施行
平成12年 6月		循環型社会形成推進基本法公布
平成13年 3月	生駒市環境行動計画策定	
平成13年 4月	エコパーク 21 条例施行（衛生処理場）	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行
平成14年 1月		P R T R 法施行
平成14年 5月		建設リサイクル法施行
平成15年 1月		自然再生推進法施行
平成15年 2月		土壌汚染対策法施行

年 月	生駒市の動き	国・県の動き
平成15年7月		環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布
平成16年6月		景観法公布
平成16年9月	生駒市緑の基本計画策定	
平成17年1月		自動車リサイクル法施行
平成17年2月		京都議定書発効
平成17年3月	生駒市一般廃棄物処理基本計画策定	
平成17年6月	いこま水環境実感再生計画認定	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行
平成18年3月		石綿による健康被害等の救済に関する法律施行 新奈良県環境総合計画策定
平成18年4月		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行
平成21年3月	生駒市環境基本計画（第2次）策定	
平成21年4月		奈良県景観計画策定
平成21年5月		エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）改正
平成21年10月	生駒市環境基本計画推進会議設立	
平成22年12月	生駒市環境マネジメントシステム運用開始	
平成23年1月	景観法に基づく景観行政団体となる	
平成23年1月	生駒市まちをきれいにする条例施行 生駒市景観条例施行	
平成23年4月	生駒市景観計画策定	
平成23年5月	ごみ半減プラン(生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画) 策定	
平成23年7月	環境自治体スタンダード (LAS-E) 第1ステージ合格証を取得	
平成24年10月	生駒市環境基本条例改正	
平成25年3月		奈良県エネルギービジョン策定

(3) 生駒市環境基本条例

生駒市環境基本条例は、地球環境問題など新たな環境課題にも対応していくために、生駒市環境の保全及び創造を進める環境行政の基軸として平成11年3月に制定されたものである。この条例は、循環型社会の構築、人と自然との共生、地球環境への配慮などを通じて、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境の保全・創造に努め、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受できることを基本理念として、市民・事業者・行政の責務と役割、環境施策の方向性などについて明らかにすることにより、本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としたものである。平成24年10月には、生駒市環境マネジメントシステムの運用にあたって、取組状況及び目標設定について調査審議する組織を附属機関として設置するため、条例を一部改正した。(全文は、資料編に掲載)

<前文>

私たちは、生駒山に象徴される緑豊かな生駒山地をはじめ、緩やかな矢田・西の京丘陵などの心と自然環境に囲まれ、美しい水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできた。

しかしながら、近年の人口増加や科学技術の発展による様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさをもたらす反面、環境への負荷が自然や都市基盤における環境容量を上回り、人の健康をはじめ生活環境の健全性や自然環境の豊かさ等が損なわれるおそれが生じてきている。

さらに、これらの環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境にまで及び、私たちの生活の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、良好な環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また責務である。

このため、私たちは、限りある環境を守るため、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を環境への負荷の少ないものに改め、市、事業者及び市民が相互に協力しながら環境の保全及び創造を図り、人と自然との共生及び持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、ここに、この条例を制定する。

<条例の構成>

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針（第7条）

第2節 環境基本計画等（第8条・第9条）

第3節 環境の保全及び創造のための施策等（第10条～第19条）

第4節 地球環境の保全の推進（第20条）

第5節 推進体制の整備等（第21条・第22条）

第3章 環境審議会等（第23条・第24条）

(4) 生駒市まちをきれいにする条例

生駒市では、平成11年3月に生駒市環境基本条例を制定し、環境基本計画をはじめ一般廃棄物処理基本計画や緑の基本計画に基づき、「みんなで創るきれいな街」を合言葉に環境美化に関する様々な施策を推進してきた。しかし、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て、飼い犬のふん放置等の問題については、元々法令等で禁止されているにもかかわらず、依然として解決されることなく、地域的美観を損なう大きな要因のひとつとなっていた。

このことから、生駒市まちをきれいにする条例は、個々の良心だけに委ねるだけではなく、心無い行為者に対しては抑止力を高めるとともに、一人でも多くの市民の理解と賛同を得て、市民、事業者、市の協働により、生駒のまちを美しくきれいなまちにすることを目的として、平成23年1月に施行されたものである。

<前文>

私たちは、生駒山に象徴される恵まれた緑豊かな自然環境のもとで、生活を営み、文化や歴史を育んできました。

そして、私たちの住む生駒市を美しくきれいにしたいとの思いを込めて、「みんなで創るきれいな街」を合言葉に、竜田川や富雄川のクリーンキャンペーンや自治会清掃、啓発看板の設置などさまざまな取り組みをしてきました。また、近年多くのボランティアが日常的に清掃美化活動をしています。

しかし、清掃したすぐ後に、たばこの吸い殻や空き缶等のごみを捨てていく人がいます。

散歩中に飼い犬が排せつしたふんを放置したり、投棄する人もいます。

人通りの中で歩きながらたばこを吸う人もいます。

また、きれいな建築物や工作物にみにくい落書きをする人がいます。

このような行為により、被害や迷惑を被っておられる方が数多くおられ、きれいな生駒の環境が損なわれるとともにその処理には多大な労力と経費が必要となっています。

これらの心無い行為をモラル欠如やマナー違反の問題として個々の良心だけに委ねるのではなく、一定のルールを定め、市民、事業者、市がそれぞれの責務を認識するとともに、それぞれが協働して取り組み、先人から受け継いだすばらしい生駒の環境をさらに高め、保全活用し、将来を担う子どもたちに引き継いでいくため、ここに、この条例を制定します。

<条例の構成>

ア 「環境美化に関する市民等、飼い主等、土地所有者等、事業者及び市の責務」について

イ 「禁止、義務行為」について

ウ 「環境美化の推進」について

エ 違反者に対する「指導・勧告」について

(5) 生駒市環境基本計画

生駒市環境基本計画は、生駒市環境基本条例第8条の規定に基づき、生駒市の環境の保全及び創造を総合的・計画的に推進するための計画であり、平成11年3月に策定された当初計画の計画期間が終了することに伴い、平成21年3月に第2次計画として策定されたものである。新しい生駒市環境基本計画においては、生駒市にとって望ましい将来ビジョンと、その実現に向けて、市民、団体、事業者、行政が協働により取り組むべき具体的な行動を規定している。

なお、本計画は、平成30年度を目標年次とし、10年間を計画の期間としているが、概ね計画策定後5年を目安とし、社会情勢の変化に応じて計画を見直し、更新することとした。

① 将来ビジョン

自然環境、せいかつ環境、まち・みち環境、エネルギー環境のそれぞれの分野からみた「分野別ビジョン」と、それらを総合した「総合ビジョン」を掲げている。

○ 総合ビジョン

きらきら さらさら すいすい
気持ちのいい「音」があふれています
わいわい がやがや わくわく
たのしそうな「声」があふれています
徒歩や自転車で「いこま」をめぐると感じます
生駒山や矢田丘陵の恵みをいただき 竜田川の清流が流れる
自然がいっぱいの緑ゆたかなまち
「こんにちは～」 「気をつけて～」 「ありがと～」
自然と声をかけあいます
宝山寺 往馬大社 暗峠など万葉集にも詠われた歴史のまち
魚が泳ぎ 鳥がさえずり 虫の音が心地よく聞こえる
四季を感じるまち
たくさんの人たちが電車・バスで訪れる魅力あふれるまち
私たちのいこまはいろんな「顔」を持つ
とても素敵なまち
住む人 働く人 訪れる人 みんなの知恵と協力と
科学の力を利用して 築いてきた姿です
私たちは学びました みんなで力を合わせれば
夢はかなうということを 夢は守れるということを
私たちはつなぎます
未来ある子どもたちに このまちを
豊かな自然と 歴史と未来が 融合したまち
「いこま」

○ 分野別ビジョン

自然環境分野：「四季を感じられる生駒」
せいかつ環境分野：「「すてる」をすてた地球にやさしい暮らし」
まち・みち環境分野：「歩きたくなる たのしい まち・みち」
エネルギー環境分野：「省エネと自然エネルギーで快適に暮らせるまち」

② 計画全体の成果をはかる指標

○ 指標 1 CO₂排出量

	基準年度：平成18年度	目標：平成30年度
生駒市からの年間CO ₂ 排出量（万t-CO ₂ ）	28.7	24.7

○ 指標 2 ごみ排出量

	基準年度：平成19年度	目標：平成30年度
1人当たりごみ排出量（g/人日）	673.2	573.0
再資源化率（%）	16.84	29.13
事業系ごみ（t）	9,128	6,789

○ 指標 3 公共交通

	基準年度：平成19年度	目標：平成30年度
鉄道利用者数（千人）	19,210	20,171
路線バス利用者数（千人）	5,078	5,586
代替交通の路線（本）	1	増加

○ 指標 4 河川水質

	基準年度：平成19年度	目標：平成30年度
阪奈道路下（mg/l）	16	5以下
東生駒川合流前（mg/l）	10	
大宮橋下（mg/l）	9.8	
市境（mg/l）	8.0	

○ 指標 5 参加人数

生駒市環境基本計画推進組織が主催、又は共催する講座や行事への参加者が、10年間の延べ人数で、生駒市の総人口（約11万7千人）と同数になること。

③ 協働で取り組むプロジェクト

○ 分野を越えて全体で取り組むプロジェクト

- ・ 生駒環境市民養成講座
- ・ ECOMA（エコマ）カーニバル

○ 自然環境部会

- ・ 取り戻そう子どもが願う竜田川！
- ・ 遊休農地を優良農地にしよう！
- ・ 生駒の自然を観察しよう！そして保護していこう！

○ せいかつ環境部会

- ・ 環境にやさしい売り方・買い方を推進する生駒
- ・ 減らそう！家庭のCO₂を
- ・ いこま菜の花いっぱい運動

○ まち・みち環境部会

- ・ みんなで歩こう！ 環境まち・みちづくりプロジェクト
- ・ みんなでつくる緑潤うまち
- ・ 家の“300m圏内”から、バスや電車に乗れるまちをつくら！
- ・ 自転車愛用者増大計画！！
- ・ バスも電車もどこまでも自転車でプロジェクト
- ・ みんなでエコドライブ！ きれいに かしこく 安全に

○ エネルギー環境部会

- ・ エネルギー情報基地「E COMA（エコマ）ベース」の設立
- ・ 雨水利用ひろめ隊
- ・ 太陽光発電応援団
- ・ CO₂CO₂（こつこつ）減らし、創エネでエコマネーをゲット！

④ 協働プロジェクト以外の施策

本計画に紹介している協働プロジェクト以外の環境関連施策の策定及び実施にあたっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮していく。

⑤ 計画推進の考え方

本計画の実行にあたっては、様々な施策、プロジェクトを確実に実行していくために、市民、団体、事業者、行政の協働による推進を基本的な考え方としている。この考え方に基づき、広く市民、団体、事業者等が参加できる計画推進組織を設置し、この推進組織に市も参加することで協働による計画の推進を図ることとしている。

計画の進行管理においては、「PDCAサイクル」を用い、「P l a n（計画）」、「D o（実施）」、「C h e c k（点検・評価）」、「A c t i o n（見直し）」を繰り返し、向上していくことで、プロジェクトの進行状況における問題を解決し、改善しながら将来ビジョンの実現を目指すこととしている。

図表 12 PDCAサイクルによる計画の推進



(6) 緑の基本計画

生駒市では、平成 32 年を目標年次とし、生駒市民が今後も花や緑に彩られ、身近に自然とふれあえる魅力的な都市環境のなかで暮らし続けるために、市民と行政は何を課題とし、何に取り組むべきかを方向づけるために、平成 16 年に「生駒市緑の基本計画」を策定した。

計画では、本市の「緑の環境」を 6 つの領域に区分し、緑の持つ様々な機能・役割を踏まえ、長期的視野から実現可能な将来のあるべき姿とその実現に向けた市民と行政の協働の取り組み方針を示しており、市民と行政が共に意見を出し合い、順次その実現を目指している。

① 計画目標

○ 緑地の確保目標

目標年次における 緑地確保目標量	将来市街化区域面積に対する割合	全市域面積に対する割合
	おおむね 30%	おおむね 55%

○ 都市公園等の整備目標（一人あたり）

年次	現況 (平成 12 年)	中間年次 (平成 22 年)	目標年次 (平成 32 年)
都市公園	11.58 m ² /人	11.6 m ² /人	12.0 m ² /人
都市公園など	18.46 m ² /人	21.1 m ² /人	24.0 m ² /人

② 計画の基本理念

- “新たな緑の住宅都市・生駒”の基本となる“花と緑と自然の将来都市構造”実現に向け、「先人たちが培い守ってきた自然的環境の保全・活用」と「市民の手による身近できめ細やかな花と緑の環境創造」に並行して取り組む。

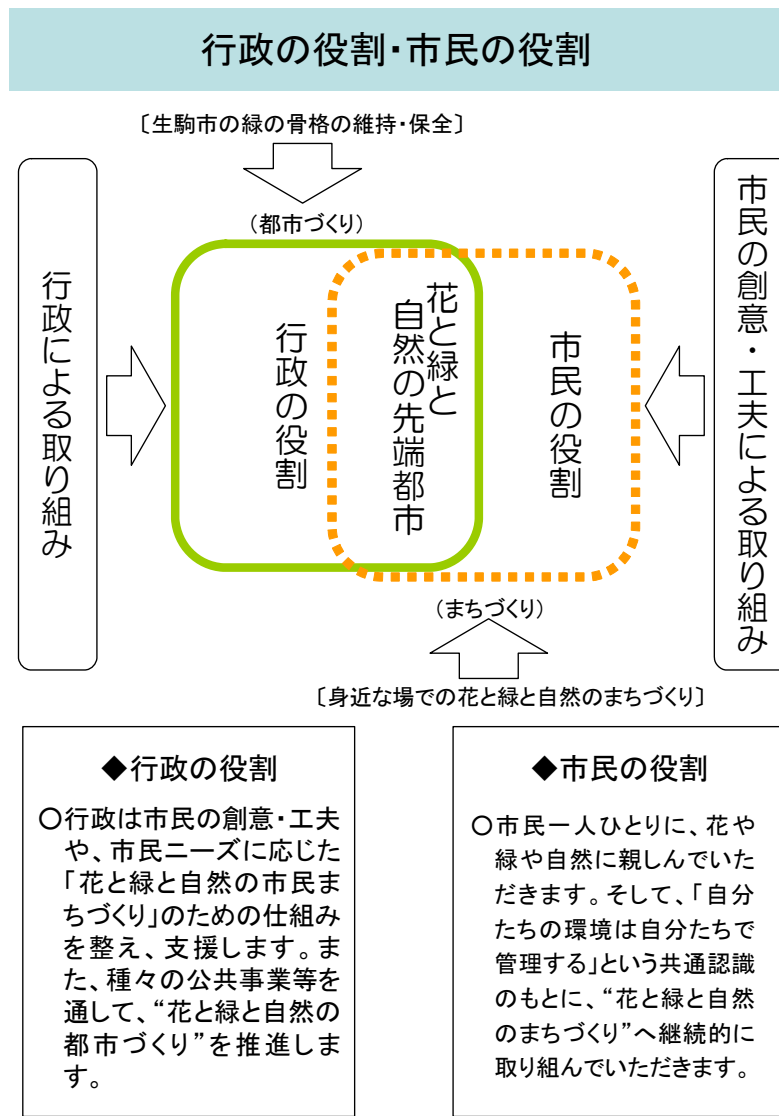
これは、市民の主体性と工夫のもとで、新旧の環境と文化を融合し、一体の花と緑と自然の都市環境に育てていこうとする先端的な取り組みである。

- 生駒市民のためばかりでなく、他都市での取り組みを先導する先端的なモデルとして実現させることにより、まちづくりへの取り組みの輪を広げ、花と緑と豊かな自然に彩られた地域環境づくりへと広げ、さらに地球環境を考える市民の心の醸成へとつなげる。

○ 市民のみんなが共有できる合い言葉

「花と緑と自然の先端都市・生駒」をめざして
守る・創る・育む そして伝える
“市民の緑・市民の心”

③ 行政の役割・市民の役割



(7) ごみ半減プラン（一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）

① 計画策定の趣旨

- 生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第6条第1項に基づき策定した、生駒市における一般廃棄物行政全般にわたる法定計画である。
- 本計画で対象とするごみは、生駒市内において発生する一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥を除く）である。なお、排出・処理される一般廃棄物のみならず、発生源で減量、再資源化、自家処理などされる一般廃棄物についても対象とし、その基本的な方向や施策の展開などを定めている。
- 本計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。

② 計画の理念

〔基本理念〕

すてることをやめて、循環型社会の構築を目指す。

市民、市民活動グループ、生産・流通事業者、ごみ収集・処理業者等、あらゆる主体との連携を強め、協働の取り組みを展開し、無駄な物を買わない・売らない、物を大切に使う、繰り返して使うなどの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の行動を最優先に実践し、ごみとしてすてることをやめて、循環型社会の構築を目指すことを計画の基本理念とする。

③ 基本方針

- 市民・事業者・収集業者・行政のごみ減量・資源化に対する理解を深め、実践行動を共に起こす
- 家庭系ごみの減量・資源化の推進
- 事業系ごみの減量・資源化の推進
- ごみ半減の実現に向けた処理システムの構築

④ 重点施策

- “もったいない運動”の展開による発生抑制の推進
- プラスチック製容器包装分別収集の実施
- 家庭系ごみ中の資源化可能な紙類削減の取り組みの推進
- 家庭系ごみへの有料制導入
- バイオマス（生ごみ・剪定枝等）の資源化
- 事業系ごみ有料指定袋制の導入
- 事業系ごみの減量・資源化促進のための取り組みの拡充

⑤ 重点施策の実施によるごみ半減の実現

重点施策に取り組むことにより、市施設によるごみの受入量を平成21年度の36千tから最終目標年度（平成32年度）には28千tへと8千t削減するとともに、焼却ごみ量については平成21年度の35千tを最終目標年度（平成32年度）には17千tへと半減することを目標としている。また、資源化量は、平成21年度の7千t（資源化率17%）から最終目標年度（平成32年度）には20千t（資源化率53%）へと高めることを目標としている。